

登園許可証

< 医師記入用 >

意見書	
施設長殿	園児名 _____
病名「 _____ 」	
年 月 日から病状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので 登園可能と判断します。	
年 月 日	
医療機関	
医師名 _____ 印	

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症についての意見書の提出をお願い致します。

感染症のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

○医師が記入した意見書が望ましい感染症

病名	登園のめやす
麻疹（はしか）	熱が下がったあと3日を経過してから
インフルエンザ	発症後5日、かつ、熱が下がったあと2～3日を経過してから
風疹	発疹が消えてから
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになってから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫れが治まってから
アデノウイルス感染症※	発熱や目の充血・のどの腫れ等、主な症状がなくなった後2日を経過してから
ウイルス性胃腸炎※ (ノロ、ロタ、嘔吐下痢症)	嘔吐、下痢などの症状が治まり普通の食事がとれること
百日ぜき	特有の咳がなくなって全身状態が良いこと
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157など)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終わり、48時間あけて連続2回の検便で菌陰性が確認されてから
RSウイルス感染症	呼吸器症状が無くなり、全身状態がよいこと

※アデノウイルス感染症・ウイルス性胃腸炎は法定伝染病ではありませんが感染力が強いので医師の診断をお願いします。

うちのの丘。保育園

令和4年1月改定